

令和6年能登半島地震からの復旧・復興に係る支援を求める意見書

令和6年1月1日にマグニチュード7.6、最大震度7を観測した令和6年能登半島地震は、能登地方を中心に石川県内の広い範囲にわたり甚大な被害を及ぼした。

各自治体においては、多数の貴い人命が失われ、7万戸を超える家屋の倒壊や損傷、大規模な土砂災害、液状化現象に加え、水道をはじめとしたライフラインは寸断され、道路や公共交通網といったインフラは極めて深刻な状況を抱えている。また、能登地方の多くの住民が不自由な避難生活を強いられている。金沢市内でも1.5次避難所や2次避難所に多くの住民が避難しているが、発災から2か月が経過し、その疲労と不安は計り知れないものがある。

地震発生直後から、国・県をはじめ関係者の協力を得ながら全力で対応してきたが、今後の復旧・復興事業には莫大な経費が生じることとなり、各自治体においては、危機的な財政状況に陥ることが懸念される。今後、本市をはじめ県内自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興、さらには地域経済の安定化にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国におかれては、被災地の現状に鑑み、被災者が希望を持って前に進むことができるよう一日も早い復旧・復興に向けた支援について、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国において復旧・復興に必要な財源を十分確保し、地方の実情に応じた財政需要に確実に対応すること。また、地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災や熊本地震を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じること。
- 2 被災者の居住の安定が早期に図られるよう、仮設住宅の建設を迅速に進めるとともに、生活基盤の回復のため、全壊、半壊、一部損壊にかかわらず、被災者の実情に応じた支援を行うこと。
- 3 避難生活が長期化している中、被災者の心身の健康を維持するため、保険・医療・福祉サービス等の必要な支援を充実させるとともに、災害救助法で支え切れていない生活用水等の確保の支援を行うこと。
- 4 震災は、本市の基幹産業の一つである観光産業に深刻な打撃を与えていることから、観光産業に対する支援策を充実させるとともに、風評被害の防止を含めた正確で継続的な情報発信を行うこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

石川県金沢市議会議長 高

誠

災害救助法における福祉の位置づけの明確化を求める意見書

近年、地震や台風、豪雨等の大規模災害が多発している中、令和6年1月1日にマグニチュード7.6、最大震度7を観測した令和6年能登半島地震は、能登地方を中心に石川県内の広い範囲にわたり甚大な被害を及ぼした。200名以上の貴い命が失われ、住宅被害は7万棟を超えた。いまだ安否不明者がいる上、1万名以上が不自由な避難生活を強いられている。

大規模災害の発生時において、高齢者や障害者といった要配慮者に対する福祉関係者による支援は、被災した要配慮者の生命や健康を守り、生活を再建するために不可欠なものである。

しかしながら、医療や助産支援と異なり、災害時の福祉支援については、災害救助法上の位置づけが明確になっていないこともあり、災害派遣福祉チーム（DWA T）等による福祉支援や都道府県の相互応援が適切に実施される環境はいまだ整っていない。

よって、国におかれては、災害時における福祉支援の充実のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 災害救助法第4条第1項に「福祉サービス（介護を含む。）の提供」を規定し、災害時における要配慮者への福祉支援が、災害救助の一つであることを明確化すること。
- 2 同法第7条第1項の「救助に関する業務に従事させることができる」者として「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について、災害救助費からの支弁を可能にすること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

石川県金沢市議会議長 高

誠

保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現が強く求められており、子どもの健やかな成長を支えるためには、質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。国は処遇改善を図っているものの、保育士等の賃金は、未来を担う子どもが健やかに育つために保育サービスを提供する職責に見合うものとなっていない。また、ほかの産業における賃上げにより、全産業平均との賃金格差が拡大しており、保育士不足のさらなる深刻化が懸念される。

このような中、昨年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、1歳児及び4・5歳児の職員配置基準の改善と、民間給与動向を踏まえた保育士等のさらなる処遇改善を検討することが盛り込まれた。子どもや保護者と丁寧に関わることが求められている保育の現場からは、配置基準の見直しに併せて人材確保及び定着に向けた処遇改善を求める声が多く上がっている。

よって、国におかれては、保育士等の配置基準の見直しを行うとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の賃金水準の引上げ等、さらなる処遇改善について早急かつ着実に取り組むよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

石川県金沢市議会議長 高

誠

若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の乱用や依存、それらによる急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬、いわゆるオーバードーズによる救急搬送が、2018年から2020年にかけて約2倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。さらには、同センターによる2021年調査では、過去1年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合が「60人に1人」と深刻な状況にあることが明らかになった。

市販薬は違法薬物とは異なり、所持や服用することで罪にならないことから、乱用が発見されにくいという現実があるが、オーバードーズによる健康被害は違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって、国におかれては、オーバードーズによる健康被害から一人でも多くの若者を守るために、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 若者への薬の販売において、その含有成分に応じて販売する量を適切に制限すると同時に、対面もしくはオンライン通話による販売を義務づけ、副作用などの説明と併せて必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 2 乱用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入によるオーバードーズを防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備とインターネット販売の厳格化を検討すること。
- 3 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあると考えられるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

石川県金沢市議会議長 高

誠

地方自治法改正案の閣議決定を受け、重大事象発生時の運用の明確化と慎重な審議を求める意見書

3月1日、地方自治法の一部改正案が閣議決定された。この改正案では、「大規模な災害、感染症のまん延その他これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす」事態が発生した場合、個別の法律に規定がなくても、国が閣議決定を経て、自治体に必要な指示を行うことができるとする特例を設けることとしている。

今回の改正は、現行法制では大規模災害や感染症の蔓延などの特殊な状況に十分対応できていないことから、個別法の適用が及ばない場合について、地方自治法の規定で広く対応できるようにすることを目的としている。しかし、改正案の内容は漠然としたもので適用範囲が広範にわたるものであり、そのような内容で国の地方公共団体に対する権限が強化されることは、国と地方の対等な関係が損なわれる懸念がある。その懸念もあり、全国知事会は閣議決定を受けて、「国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求める」と国に対して声明を出している。

よって、国におかれては、重大事象発生時に国の補充的な指示が安易に行使されることのないよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化を図るなど、慎重な審議を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

石川県金沢市議会議長 高 誠